

第 1 回

湧別町旧学校校舎等利活用検討委員会議案

日 時 令和 8 年 8 月 4 日（火）

午後 6 時 0 0 分

場 所 上湧別コミュニティセンター 2 階大会議室

会 議 次 第

1 開 会

委嘱状交付

町長あいさつ

自己紹介

2 委員長及び副委員長の選任

委員長・副委員長あいさつ

〔 町長より委員長へ諮問書提出 〕

3 検討委員会の進め方・旧学校施設の概要

4 議 題

5 そ の 他

6 閉 会

旧学校校舎等利活用検討委員会委員名簿

任期 令和8年8月4日から答申終了の日

(敬称略)

住 所	氏 名	住 所	氏 名
中湧別南町	まきの ゆうじ 牧野 裕司	栄 町	えんどう みちよ 遠藤 道代
上湧別屯田市街地	かみお かずあき 神尾 一明	上湧別屯田市街地	しのだ さとる 篠田 悟
開 盛	おぐら たけし 小倉 武	緑 町	いわさ まさひろ 岩佐 雅弘
富 美	さいとう なおゆき 斉藤 直幸	中湧別北町	よこまく まりこ 横幕麻利子
南兵村二区	しろおか たくま 城岡 拓磨	開 盛	いのくま ひろき 猪熊 広樹
登栄床	やまね あき 山根 亜希	中湧別南町	おざわ あやか 小澤 綾香
芭 露	きくち ゆうき 菊地 勇希	上湧別屯田市街地	みやじま のりこ 宮嶋 徳子

1 開 会

2 委員長及び副委員長の選任について

委 員 長 _____

副委員長 _____

3 検討委員会の進め方・旧学校施設の概要について

(1) 検討委員会の進め方

上湧別学園の開校に伴い、令和7年3月末に閉校した「旧上湧別小学校」、「旧中湧別小学校」、「旧開盛小学校」および「旧富美小学校」の利活用について、地域の代表者、町内の産業団体などそれぞれの職域等で知識経験を有する方、町民からの一般公募の皆さんで構成された検討委員会を組織し、町長の諮問に応じて調査及び審議を行い、来年3月までに答申していただきます。

検討委員会では閉校した学校施設毎に状況が異なりますので、旧学校施設ごとに検討していただきますが、検討にあたっては公共施設の再配置（統合、廃止、更新等）方針を定めた「湧別町公共施設再配置実行計画」を踏まえながら利活用について検討していただきます。

(2) 旧学校施設の概要（資料1）

- ① 旧上湧別小学校
- ② 旧中湧別小学校
- ③ 旧開盛小学校
- ④ 旧富美小学校

4 議 題

(1) 町民アンケート調査の実施について

種 類	町民アンケート（案）	中高生アンケート（案）
調査対象	町内に在住する 18 歳以上 （住民基本台帳から無作為抽出）	湧別高校及び義務教育学校 （後期課程）の全生徒
調査方法	郵送配布・郵送回収または回答 フォームより回答	各学校訪問により依頼、回収
調査期間	令和 8 年 9 月から 10 月	令和 8 年 9 月
配布件数	2,000 件	263 件（全生徒）
設 問	資料 2	資料 3

※参考

① 第 3 期湧別町総合計画策定に伴う町民アンケート調査

種 類	町民アンケート	中高生アンケート
調査対象	町内に在住する 18 歳以上 （住民基本台帳から無作為抽出）	湧別高校及び町内 2 中学校、 義務教育学校（後期課程）の 全生徒
調査方法	郵送配布・郵送回収	各学校訪問により依頼、回収
調査期間	令和 2 年 4 月から 5 月	令和 2 年 5 月から 6 月
配布件数	3,400 件（調査対象の 1/2） ※90 歳以上・外国人除く	330 件（全生徒）
回 収 数	1,632 件（回収率 48.0%）	301 件（回収率 91.2%）

② 日常の外出や公共交通に関する町民アンケート調査

調査対象	町内に在住する 18 歳以上 （住民基本台帳から無作為抽出）
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和 4 年 4 月から 5 月
配布件数	2,000 件
回 収 数	921 件（回収率 46.1%）

③ 地球温暖化対策に関するアンケート調査

調査対象	町内 2,000 世帯 (住民基本台帳から無作為抽出)
調査方法	郵送配布・郵送回収または回答フォームより回答
調査期間	令和 6 年 9 月
配布件数	2,000 件
回 収 数	673 件 (回収率 33.7%)

(2) 廃校施設活用事例視察について (資料 4、資料 5、資料 6)

1) 目 的

旧学校施設の利活用の検討にあたり、他地域で成功事例として活用されている廃校施設を視察することにより、利活用に向けたアイデアや具体的なイメージを持つために実施する。

2) 視察日程 (予定)

月 日から 日

3) 視察候補先 (案)

① 人材育成・研修交流施設

・地域人材育成研修交流センター (美瑛町・旧旭小学校)

② 民間の福祉施設・レストラン等

・とわ北斗 (鷹栖町・旧北斗小学校)

③ 障害者就労支援施設

・ぴあふる岩山 (旭川市・旧旭川第 4 小学校)

④ 小規模多機能型居宅介護事業所

・夢ふうせんほんき (津別町・旧本岐小学校)

⑤ 工場・売店

・(株)山口油屋福太郎 北海道小清水北陽工場 (小清水町・旧北陽小学校)

⑥ 宿泊施設

・旅人宿「西興部ゲストハウス」(西興部村・旧上興部中学校)

(3) 今後のスケジュールについて（予定）

令和 8 年度									
6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	検討委員選考								
		検討委員会審議							

5 そ の 他

(1) 現時点での旧小学校の利活用について

(2) 次回以降の委員会に向けての要望について

(3) 次回会議の日程について

6 閉 会

湧別町旧学校校舎等利活用検討委員会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、湧別町旧学校校舎等利活用検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において、「旧学校校舎等」とは、旧上湧別小学校、旧中湧別小学校、旧開盛小学校及び旧富美小学校の建物並びに土地をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、その意見を答申するものとする。

- (1) 旧学校校舎等の利活用に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 旧学校校舎等を有する地区の代表者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 町民から公募した者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、第3条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員に報酬を支給する。

2 委員が会議及び職務を行うため旅行するときは、その費用を弁償する。

3 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、湧別町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成21年条例第43号）の定めるところによる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行の日以降、最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定に関わらず町長が招集する。